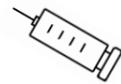


肺炎球菌ワクチン 予防接種費用を助成します



接種を希望する方は、町立国保診療所に予約が必要です

1 肺炎球菌ワクチンとは

肺炎の原因の中で最も多いのが「肺炎球菌」と言われており、それを予防するワクチンです。

2 ワクチンの効果は

肺炎球菌を原因とする肺炎を完全には阻止できませんが、8割を防げると言われています。
また、効果は予防面だけでなく、治療薬の効き目を良くする効果があり、現在は、生涯で1回の接種が認められており、高齢者や特定疾患を持つ方には効果的と言われています。

3 助成の内容

(1) 助成対象者

接種日現在で町内に住所をもつ次の方が対象です。

- ① 満70歳以上の方で医師が接種を要すると認めた方
- ② 満60歳以上70歳未満の方で、心臓・呼吸器の慢性疾患、慢性腎不全・糖尿病・肝臓病等のため医師が接種を要すると認めた方。

(2) 助成額 3,000円【接種料金は5,000円で、2,000円は自己負担です】

(生活保護受給の方には接種費用全額を助成します) ◀「診療依頼書」が必要です

(3) 接種医療機関 新冠町立国保診療所 ☎47・2411

(4) 予約開始日 平成22年1月6日(水)【予約受付時間 13時～16時】

接種には国保診療所医師の診断が必要となります

新型インフルエンザ情報

優先対象者に、ワクチンの接種が開始されておりますが、接種スケジュールが早まっています。
12月17日現在で国から示されたスケジュールをお知らせします。
接種にあたっては、接種を希望する医療機関にお問い合わせください。



優先接種対象者	予約開始予定日	接種開始予定日
医療従事者	—	10月23日(金)
妊婦	11月2日(月)	11月16日(月)
基礎疾患を有する方(最優先)	11月2日(月)	11月16日(月)
基礎疾患を有する方(その他)	11月24日(火)	12月4日(金)
幼児(1歳～就学前)	11月24日(火)	12月4日(金)
小学生1～3年生	12月7日(月)	12月17日(木)
小学生4～6年生	12月7日(月)	12月17日(木)
1歳未満児の保護者等	12月7日(月)	12月17日(木)
中学生	12月21日(月)	12月28日(月) ※年内は中学3年生のみ対象
高校生	12月21日(月)	12月28日(月) ※年内は高校3年生のみ対象
高齢者	1月中旬	2月中旬

接種に際しては費用の助成を受けられます。
詳しくは、下記相談窓口にお問い合わせください。

相談窓口

町民福祉課保健福祉グループ

☎47・2113(直通)

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

高額医療・高額介護合算療養費制度のお知らせ

「高額介護合算療養費」の申請について

世帯内の国民健康保険加入者(又は後期高齢者医療制度加入者)の方全員の「お医者さんにかかったときの自己負担額」と、「介護保険のサービスを利用したときの利用者負担額」の1年分の自己負担額を合算した金額が、「介護合算算定基準額(下表)」を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は、国民健康保険(又は後期高齢者医療)と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者から支払われます。

区分	国民健康保険		後期高齢者医療
	介護合算算定基準額(70歳未満)	介護合算算定基準額(70～74歳)	介護合算算定基準額
上位(現役並み)所得者	126万円(168万円)	67万円(89万円)	67万円(89万円)
一般	67万円(89万円)	56万円(75万円)	56万円(75万円)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円(41万円)	31万円(41万円)
	区分Ⅰ	19万円(25万円)	19万円(25万円)

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。なお、平成20年4月から制度が開始されたため、平成20年度に限り、平成20年4月から平成21年7月末の16か月間の合計額で計算することができます。その場合の自己負担額の合計の基準額は、()内の金額です。

- ※国保(後期高齢者医療)又は介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ※支給額が、500円未満の場合は支給されません。
- ※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。
- ※70歳未満の場合、一月21,000円以上の自己負担額が合算対象となります。

申請手続き

支給の対象となる方へは、1月下旬に申請手続きのご案内をいたします。

ただし、平成20年4月から平成21年7月の間に町外から転入された方や社会保険などから国保に加入された方、75歳に到達された方等の場合、以前の医療保険や介護保険での自己負担額証明書とともに役場町民福祉課保健福祉グループ(医療給付担当窓口)へ申請が必要です。

お問い合わせ先

町民福祉課保健福祉グループ(医療給付担当)

☎47・2113

▷上位所得者(国保70歳未満):基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯の方です。

▷現役並み所得者(70歳以上):住民税の課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその方と同じ世帯にいる加入者(被保険者)の方です。

▷住民税非課税世帯

区分Ⅱ:世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分Ⅰ:世帯全員が住民税非課税である方のうち次のいずれかに該当する方に適用されます。

- ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
- ・老齢福祉年金を受給されている方

※70歳未満の場合、区分Ⅰ、Ⅱの区分はありません。